

委員 長 報 告 書

さる 2月 25 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 42 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
を審査するため、3月 7日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

記

議案第 42 号は、平成 30 年度の国民健康保険制度改正に伴い県に対し納
付金を納めるため、県から毎年提示される本市標準保険料率に基づき国民
健康保険税を課税する必要があるが、当該保険料率と現行の所得割、均等
割、平等割税率に開きがあることから、当該保険料率に近づけるための各
税率の見直し、また令和 4 年 3 月末改正予定の地方税法施行令に基づく基
礎課税額に係る課税限度額の改正、及び全世代対応型の社会保障制度を構
築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、全世帯の
未就学児の均等割保険料について、その 5 割を公費により軽減するもので
ある。なお、国民健康保険事業基金を計画的に繰り入れ充当することで大
幅な負担増がないよう激変緩和を行うとともに財政運営の健全化を図るこ
ととしている。

委員から、357 世帯の方が短期被保険者証の発行を受けているが、どのよ
うな状況で発行に至っているのか とのただしがあり、収入が安定しない
なか、納めたくても納めることができない方が発行に至っていることが多
い との答弁がありました。

令和 6 年度に基金からの充当予定額が無くなっているが、以降の被保険
者負担はどのようになっていくのか とのただしがあり、令和 9 年度に県
が示す標準保険料率に一致させなければならないが、本市では令和 6 年度
に一致させる計画としている。基金の活用予定では令和 5 年度末時点で基

金残高が約1億2,000万円となる予定であるが、今後の国民健康保険財政の状況で残高増の可能性もある。令和6年度以降は、基金の状況により県の標準保険料率をそのまま導入するか、更なる緩和を行うかについて市の国保運営協議会において検討していくこととなる。との答弁がありました。

基金が無くなった場合の対応について、ただしがあり、県の示す本市標準保険料率により課税することになると考える。との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、コロナ禍において年収が上がらず、高齢者においても少ない年金が下がり続けている。そのような状況で、食料品を初めとして物価の上昇が続いており、少ない貯蓄の取り崩しで生活されている方が多いと思われる。今回のこの条例改正案では、夫婦2人世帯で所得160万円の方の保険料が令和4年度では262,300円になり、所得の約16.4%が国民健康保険税となる。国民健康保険は命の砦であり、生活を切り詰めて保険料を納めている方が少なくない。市民の命と健康を守る立場から本議案に反対する。との討論がありました。

原案に賛成の立場から、物価の上昇で生活が苦しい状況もよく分かる。ただ反面、やはりこの制度は命の砦であって、この制度が破綻した場合、被保険者の生活に大変なことが起こると考えられるため、一定の値上げはやむを得ないと判断し、本議案に賛成する。との討論がありました。